



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

米国司法省、企業のガン・ジャンピング規制違反を提訴し、民事制裁金を請求
[U.S. DOJ Brings "Gun Jumping" Enforcement Action and Imposes Civil Penalties](#)

米国司法省 (U.S. Department of Justice) は、2017 年 1 月 18 日、デューク・エナジー (Duke Energy) が合併審査の待機期間中にも関わらず、買収対象の発電所事業活動を実質的に所有者として支配しているとし、ガン・ジャンピング規制に違反するとして連邦裁判所に提訴しました。プレス・リリースによると、その後同社は、民事制裁金 60 万ドルの支払に合意し、米国司法省との和解に応じました。

合併審査の待機期間中に、すでに単一の事業者であるかのように合併当事者双方で協調した事業活動をしたり、事業統合を開始することは、ガン・ジャンピング規制に違反するため注意が必要です。また、たとえ待機期間を過ぎていたとしても、クロージングの前までは、あくまで、合併当事者はそれぞれ独立した事業者であるため、合併当事者間で価格について協調し、顧客または地域分割をするなどの協調行為はシャーマン法 (Sherman Act) 第 1 条で禁止されるカルテルに該当する可能性もあります。

このため、合併について計画を策定し、実施する際には上記の規制に十分注意する必要があり、競争法分野の専門家の意見を聞きながら適切に事業の統合を進める必要があります。

Anti trust

米国連邦取引委員会が問題解消措置に関するレポートを公表
[FTC Merger Remedies Report Signals Tougher Enforcement](#)

米国連邦取引委員会 (以下「FTC」という。) は 2017 年 2 月、合併等にかかる問題解消措置についてのレポートを公表しました。本レポートは、FTC が 2006 年から 2012 年の間に命じた問題解消措置計 89 件について、当事者、事業の譲受人、その他市場関係者からの聞き取り、データの分析等により、その効果を事後的に分析したものです。

本レポートによると、聞き取り等詳細な調査をした 50 のケースのうち約 80% の問題解消措置は満足のいく効果が得られたとされていますが、その他のケースについて、FTC は十分な効果が得られなかったと評価しました。これら十分な効果を得られなかったと評価したケースを分析することにより、FTC がどのような点を重視しているか、将来どのような問題解消措置を要求するかについて知ることができます。

このレポートから FTC は、問題解消措置について、以下のような点を重視していることが分かります。

- ①事業の一部の資産の売却より現在営んでいる事業全体の売却を優先する。

- ②売却事業の買い手は、それを買収する十分な資力を有しているか、またはその資金調達が可能か。

- ③売却事業の買い手が、実際に承継した事業を行うために、譲渡当事者が十分なバックオフィスその他の支援をするか。今後、FTC は、当事者が提案する問題解消措置が上記の点を充足しているか否かについて、より厳しい審査を行うことが予想されます。なお、本レポートはあくまで、FTC が命じた問題解消措置についてのものであり、もう 1 つの競争当局である米国司法省の行った措置については分析していません。なお、米国司法省もこのレポートが述べている方針に従うことになるかと考えられます。

General

e プライバシー規則・通信技術の発展への欧州委員会の対応

[ePrivacy—European Commission Tries to Catch Up with the Evolution of Modern Communication Technologies](#)

一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation (GDPR)) の成立に続き、2017 年 1 月 10 日、欧州委員会は、通信技術に関するプライバシー規制の強化のため、従前のいわゆる e プライバシー指令 (ePrivacy Directive) に代わる e プライバシー規則 (ePrivacy Regulation) 案を公表しました。これは、GDPR による高度なデータ保護規制を補完するものになります。

e プライバシー規則は、従来は適用範囲外であった、OTT (Over-The-Top) や IoT にも適用され、また、データの処理が EU 内で行われているか否かを問わず、EU 内での電子通信サービスの利用者への提供や電気通信サービスの利用があれば適用対象となりうる等、その適用範囲が拡張されています。電気通信サービス業者が EU 外の企業である場合には、代表権があり、所轄官庁や裁判所及び利用者等へ情報提供を行う者を EU 内に設置する必要があります。e プライバシー規則が適用される場合には、データの処理には利用者の同意を取得する必要があり、かつ、同意の取得についても様々な条件があります。e プライバシー規則に違反をした場合には多額の罰金を課される可能性があり、適用対象の企業は注意する必要があります。

e プライバシー規則案は、GDPR の施行のタイミングに合わせた採択が予想されていますが、議会での承認手続等によりスケジュールは左右されます。成立すれば、EU 加盟 28 カ国 (ブレグジット後の英国については除外される可能性があります。) に直接に適用されますので、今後、その内容を含めて変更される可能性があります。OTT 事業者等は、十分に対策を取っておくことが必要となります。

General

FCPA 2016 年次レビュー
[FCPA 2016 Year in Review](#)

「FCPA 2016 Year in Review」を発行いたしました。この年次レビューでは、2016 年において、米国司法省 (DOJ) 及び米国証券取引委員会 (SEC) による FCPA の執行件数が、大幅に増加したことを紹介しています。過去最大の



全世界的な案件を含む、複数の国際的な腐敗行為に対する調査等により、2016年に科された罰金・制裁金の総額は、24.3億米国ドルとなっています。

また、この年次レビューは、2016年におけるFCPAの執行に関する重要なポイントとして、個人に対する訴追の停滞、企業による自己申告・協力に関するDOJのパイロットプログラムの導入、SECの内部通報者に対する報奨の増加、FCPA関連訴訟の進展、米国外における腐敗行為防止法の強化、トランプ新政権による政策変更の可能性といった各点について、検討をしています。

国際的な腐敗行為防止法の執行の強化の中で、企業は引き続き、腐敗行為の防止、発見及び治癒を行うためのプログラムを適切に設計し導入することが求められているといえます。

General インドネシア政府が石油・ガス開発向けの改正PSCを公表
[Indonesia's New Gross Split Production Sharing Contracts for the Oil & Gas Industry](#)

2017年1月16日、インドネシアのエネルギー鉱物資源省(MEMR)大臣規則2017年8号(Regulation 8/2017)が発効し、同国資源に関する生産分与契約(Production Sharing Contract)(以下「PSC」)に大きな変更が行われました。改正後のPSC(Gross Split PSC)における開発事業者のコスト回収は、これまでのように優先的な生産物割当によらず、事業者に課される所得税に関する控除項目として考慮されることとなります。

また、同国と事業者との間の分与割合については、ベースレート(それぞれ原油で57:43、ガスで52:48)を各開発地域・プロジェクト毎に設定される調整項目(地理的条件、深度等の開発条件等、埋蔵量や第1号案件かどうか、等の要素による)を考慮して決められることとなります。Regulation 8/2017は2017年1月16日以降に締結されるPSCに適用されることとなります。

その他、2017年2月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

Disputes
米国連邦裁判所、ハーグ条約に基づく送達を郵便により行うことの可否について判断
[U.S. Supreme Court to Resolve Service of Process by Mail Under the Hague Convention](#)

Finance
米国オクラホマ州西部地区連邦地方裁判所、1939年信託証券法316条(b)の狭義の解釈を採用
[Chesapeake Energy Court Adopts the Narrow View of Section 316\(b\) of the TIA](#)

Finance
ベルギー金融規制当局による不当な契約条項に関する投資家保護の強化が債権市場へもたらす影響
[Impact on Bond Market of Belgian Financial Regulator's Tightening of Investor Protection Against Unfair Contract Terms](#)

Finance
欧州市場インフラ規制の変動証拠金ルールが2017年3月1日より施行
[EMIR Variation Margin Rules Effective March 1, 2017](#)

General
米国連邦エネルギー規制委員会、異例の定数不足により同委員会職員に追加的権限を委任するも、不確かさが残る
[FERC, Facing Rare Loss of Quorum, Delegates Additional Authority to Its Staff, but Uncertainties Remain](#)

General
米国における将来のインフラ整備に関する計画
[The Plan for the Future of American Infrastructure](#)

General
豪クイーンズランド州政府、企業による環境浄化法案の「関係者」の責任を明確化
[Queensland Government Clarifies Liability of "Related Persons" for a Company's Environmental Cleanup Bill](#)

General
米国、対インド輸出規制を緩和
[U.S. Eases Restrictions on Exports to India](#)

General
米国国際貿易委員会、意見公表するも国内産業要件に関する問題には回答せず
[ITC Opinion Leaves Domestic Industry Questions Unanswered](#)

General
米国ニュージャージー州最高裁判所、保険契約の譲渡制限条項は損失後の譲渡には適用されないと判示
[New Jersey High Court Finds "Anti-Assignment" Provisions Inapplicable to Post-Loss Insurance Assignments](#)

General
米国環境保護庁、改正有害物質規制法施行のためのルールを提言
[EPA Proposes Rules to Implement TSCA Reform](#)

IP
米国連邦最高裁、特許法271条(f)(1)の下での特許権侵害の範囲に言及
[Supreme Court Addresses Scope of Patent Infringement Under Section 271\(f\)\(1\)](#)

Tax
ラテンアメリカにおける税制：金融機関の取るべき対応
[Tax Regularizations in Latin America: What's a Financial Institution to Do?](#)